

第10次北九州市交通安全計画（素案）の概要

1 策定の主旨

交通安全対策基本法第26条により、北九州市が福岡県交通安全計画に基づき作成する計画で、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めるものである。

また、北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）では、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」というまちづくりの目標を掲げ、その下で「信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり」に取り組んでいる。本計画は、この基本構想・基本計画の分野別施策に位置付けられるものである。

2 これまでの取り組みと現状

第9次北九州市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）に掲げた「令和2年までに年間の交通事故死者数を19人以下、年間の交通事故発生件数を7,300件以下にする」という目標について、平成28年の死者数は、本市発足以来最も少ない16人になったが、令和2年は20人となった。また、交通事故発生件数は令和2年が4,450件で、5年前の平成27年（8,075件）からほぼ半減している。

【令和2年中の市内の交通事故の特徴】

- (1) 高齢者（65歳以上）の死者数（16人）が、全死者数（20人）の8割を占めている。特に、歩行中の事故による高齢者の死者数は12人となり、高齢歩行者の安全確保の取組みが一層重要となるとともに、高齢運転者の交通事故防止についても継続した取組が必要である。
- (2) 自転車の交通事故発生件数は496件で、前年と比べ126件減少したが、引き続き、自転車のルールやマナー、自転車損害賠償保険等への加入義務（福岡県自転車条例）の周知・徹底が求められている。
- (3) 飲酒運転による交通事故発生件数は21件で、前年と比べ7件減少したものの、今後も飲酒運転の撲滅に向けた取組が必要である。

3 第10次北九州市交通安全計画(素案)の概要

- (1) 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- (2) 基本理念 ①交通事故のない社会を目指して
(国、県と同様) ②人優先の交通安全思想
新 ③高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- (3) 目 標 令和7年までに、交通事故死者数を15人以下
交通事故発生件数を3,300件以下

4 第10次北九州市交通安全計画(素案)の主なポイント

〈交通安全対策において 重視すべき7つの視点〉

- ①高齢者及び子供の安全確保 ②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
③飲酒運転の撲滅 ④生活道路における安全確保 ⑤先端技術の活用推進
⑥交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 ⑦地域が一体となった交通安全対策の推進

〈交通安全対策の 8つの柱〉

- ①道路交通環境の整備 ②交通安全思想の普及徹底 ③安全運転の確保
④車両の安全性の確保 ⑤道路交通秩序の維持 ⑥救助・救急活動の充実
⑦被害者支援の充実と推進 ⑧交通事故要因の総合的な調査分析の充実

5 これまでの主な経過

昭和45年	交通安全対策基本法の施行
昭和48年 4月	北九州市交通安全対策会議規則の施行
4月	北九州市交通安全対策会議の設置
昭和51年度～昭和55年度	第1次北九州市交通安全計画
昭和56年度～平成27年度	第2次～第8次計画策定(各5年間)
平成28年度～令和2年度	第9次北九州市交通安全計画

6 第10次北九州市交通安全計画の策定スケジュール

令和3年 5月	素案の作成
6月	北九州市交通安全対策会議幹事会(書面開催)
8月11日	市議会・教育文化委員会へ報告
8月18日	パブリックコメント実施(31日間)
10月中旬	北九州市交通安全対策会議(付属機関)の開催
10月	市議会・教育文化委員会へ報告
11月	計画の公表